

2011年7月29日

BIS支払・決済システム委員会
証券監督者国際機構専門委員会

一般社団法人全国銀行協会

市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」についての意見書

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、BIS支払・決済システム委員会および証券監督者国際機構専門委員会が本年3月10日に公表した市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」に応じるかたちで意見書を提出する機会を与えられたことに感謝いたします。

全銀協は、日本国内に本支店を有する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする日本の銀行界を代表する団体です。全銀協は、銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に幅広い様々な活動を行っており、日本国内で活動するほとんどの銀行がその会員になっております。

全銀協は、「世界の金融市場を支えるために不可欠なインフラを現在よりも頑健なものとし、それによって金融ショックへの耐性を高めることを意図」する新しい原則案を高く評価する一方、金融市場インフラの参加者の立場から、現状を踏まえた、より実効性のある原則の策定を目指す観点から、以下のとおり、コメントいたします。

1. 「原則2：ガバナンス」について

基準案の意図する目的には同意できる。もっとも、市中協議報告書の3.2.4でも指摘されているとおり「ガバナンスの取極めは国内法・所有構造・組織形態に応じて、著しく異なり得る」ことから、その所有構造や組織の大きさに応じた、ガバナンスに必要な組織形態や取締役の構成が認められるべきである。

2. 「原則4：信用リスク」および「原則7：資金流動性リスク」について

CCPに求められるリスク管理の最低水準が、顕在化するリスクに比べて過大であるならば、CCPの参加者および顧客に過剰なコスト負担を強いることになり、決済の効率性を著しく毀損するのみならず、金融市場に無用な歪みをもたらす可能性がある。

日本のCCPでは、国内銀行が主要な参加者の一部となっており、かつ大きなポジションを抱えることが多い。こうした国内銀行に対しては、過去の金融危機を踏まえた様々な法的枠組みが備えられてきた。このような状況下では、「最大2先」が同時に破綻する蓋然性は著しく低い。にもかかわらず、「最大2先」への備えが全てのCCPに一律的に求められ、本来「最大1先」に備えたリスク管理を行うことが適切な場合でも、そうしたリスク管理を行う余地がCCPに与えられないことは、参加者側にCCPを利用するインセンティブを失わせることとなる。

特に、相対取引のようにCCPを利用しない選択肢がある市場では、CCP利用のインセンティブが削がれ、CCPへの集中による市場全体のリスク削減という本来の目的が達成されない可能性があり、悪影響が大きいと考える。

以上から、CCPの参加者の立場から「最大2先」基準を一律に求めることに反対である。

3. 「原則8：決済のファイナリティ」について

基準案のとおり、日中随時または即時にファイナルな決済を提供することは、決済リスク削減に寄与するものと思われることから、本案を支持したい。

4. 「原則15：ビジネスリスク」について

FMIが「ビジネスリスクを特定・モニタリング・管理するとともに、継続事業体としてのサービスを提供し続けること」の重要性については、原則案に記載されているとおりであるが、ネットベースの流動資産に定量的な最低要件を設けることには反対である。

FMIのビジネスリスクに備えた適正な資本水準は、FMIの設立形態、株主構成、内部留保の扱いを巡る方針（M&A等のリスクも加味した最適資本構成）といった要素のほか、そのFMIが行う業務のリスクの程度によって異なると考えられる。したがって、そうしたリスク等の様々な要素を勘案しない営業費用をベースとした一律の定量基準を求めることは適切でない。まずは、新設の原則として、定性基準を求め、適正な指標に関するベストプラクティス

を積み上げていくべきである。

5. 原則の実施時期について

各原則の適用開始時期については、適用対象となるFMIのみならず、FMIの参加者を含む各ステークホルダー側の準備（システム開発も含む。）期間が必要であることから、各国の準備状況に合わせた柔軟な適用とすることが望ましい。

以 上